

昭和二十五年二月二十二日提出
質問 第五三三号

東日本重工業株式会社横濱工場守衛の警棒に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年二月二十二日

提出者 春日正一

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

東日本重工業株式会社横濱工場守衛の警棒に関する質問主意書

東日本重工業株式会社横浜ドック工場では一月末以来、守衛に警棒を携帯させている。これは、明らかに労働者を脅迫して労働させるところの労働基準法第五條の違反である。また法治国家では、警察官以外のものは、武器又はこれに類するものをもつて他人を支配することは許されていない筈であり、明らかに違法である。政府は、直ちにこれを停止する処置をとるべきであると思うが、どうか。

右質問する。